

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



7
2022

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676(プリンター接続型)

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail bpbz707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2022年6月27日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算154号



耳寄り情報1

— 使用者 —

1. 労働基準法の定め

労基法 10 条では「この法律で使用者とは①事業主 ②事業の経営担当者全て

① その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をする者をいう」と定めています。労基法の使用上とは事業主以外の者も含まれるということです。労基法 10 条の「使用者」について通達では「本法各条の義務についての履行の責任者をいい、その認定は部長、課長等の形式にとられず各事業において本法各条の義務について実質的に一定の権限を与えられている」とし「かかる権限が与えられておらず単に上司の命令の伝達者にすぎぬ場合は使用者とはみなさない」（昭 22・9・13 発基 17 号）。

また別通達（昭 63・3・14 基発 150 号）では出向の場合の使用上について次のようにされています。

【在籍型出向の場合】

出向労働者については出向元・出向先双方とそれぞれ労働契約関係がある。出向元、出向先及び出向労働者三者間の取決めによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者又は出向先の使用者が出向労働者について労働基準法における使用者としての責任を負う。

【移籍型出向の場合】

出向労働者について出向先との間にのみ労働契約関係がある。出向先についてのみ労働基準法等の適用がある。

2. 労働契約法の定め

労契法 2 条 2 項では「この法律において『使用者』とはその使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう」と定める。労契法の「使用者」とは「労働者」と相対する労働契約の締結当事者で「その使用する労働者に対して賃金を支払う者」をいう。従って個人企業の場合はその企業主個人を、会社その他の法人組織の場合はその法人そのものをいう。これは労基法 10 条の「事業主」に相当し、労基法の「使用者」より狭い概念です。

3. その他法律の定め・判例など

最賃法 2 条では「労基法 10 条に規定する使用者をいう」としています。民法 715 条（使用者等の責任）では「ある事業のために他人を使用する者」としています。労組法 7 条（不当労働行為）の使用上について、判例（最三小判平 7・2・28）においては「一般に使用者とは労働契約上の雇用主をいう」としつつ、「雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合」は、その限りにおいて、使用者に当たると解されています。



労働者に対する損害賠償請求—茨城石炭商事事件 最高裁S51.7.8 第一小法廷判決

この判決は使用者がその事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を被った場合には使用者は**損害の公平な分担**という見地から**信義則上相当と認められる限度において**被用者に対し損害の賠償又は求償の請求ができると判断した。

事案の概要

- (1)自動車運転手として雇われていた従業員が、会社所有の大型貨物自動車を、被害車両に追突し、事故を発生させた。(2)会社は、被害車両の所有者に修理費用等を支払った。(3)会社は、事故を起こした従業員に対して、会社が被った損害額の求償を行った。

第一審及び控訴審共に会社の請求を一部認容

判旨・判決の要約 上告棄却

使用者は、その**事業の性格、規模、施設の状況**、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、**損害の公平な分担**という見地から**信義則上相当と認められる限度において**被用者に対し損害の賠償又は求償の請求をすることができる。

解説・ポイント

本判決を受け、その後の下級審は労働者の責任制限の基準として、労働者の帰責性（故意・過失の有無・程度）、労働者の地位・職務内容・労働条件、損害発生に対する使用者の寄与度（指示内容の適否、保険加入による事故予防・リスク分散の有無等）を考慮し、責任を否定したり、認めても2分の1から4分の1程度にとどめるものが多くなっています。

金ちゃん先生の一言 「この事件の判決がその後の下級審の判決に影響を与えたとの事です。」

金ちゃん先生行状記

大阪府社会保険労務士会通常総会～久々懇親会実施～

◆金ちゃん先生は代議員に指名されて今年も標記通常総会に出席、コロナ禍で自粛されてきた懇親会の飲食パーティーが久々に実施された。但し来賓者はお招きせず会員のみ参加で少し寂しい気がしました。

【通常総会とは】

- ◆①前年度の事業報告書・同収支計算書の報告承認
 - ②今年度事業計画書・同収支予算書の報告承認
 - ③会則改正案の承認、④役員選任に関する審議
- ～大阪社会保険労務士会の前年の実績報告と今年の運営計画について次々に審議され承認された。～



大阪社労士会第45回通常総会懇親会風景

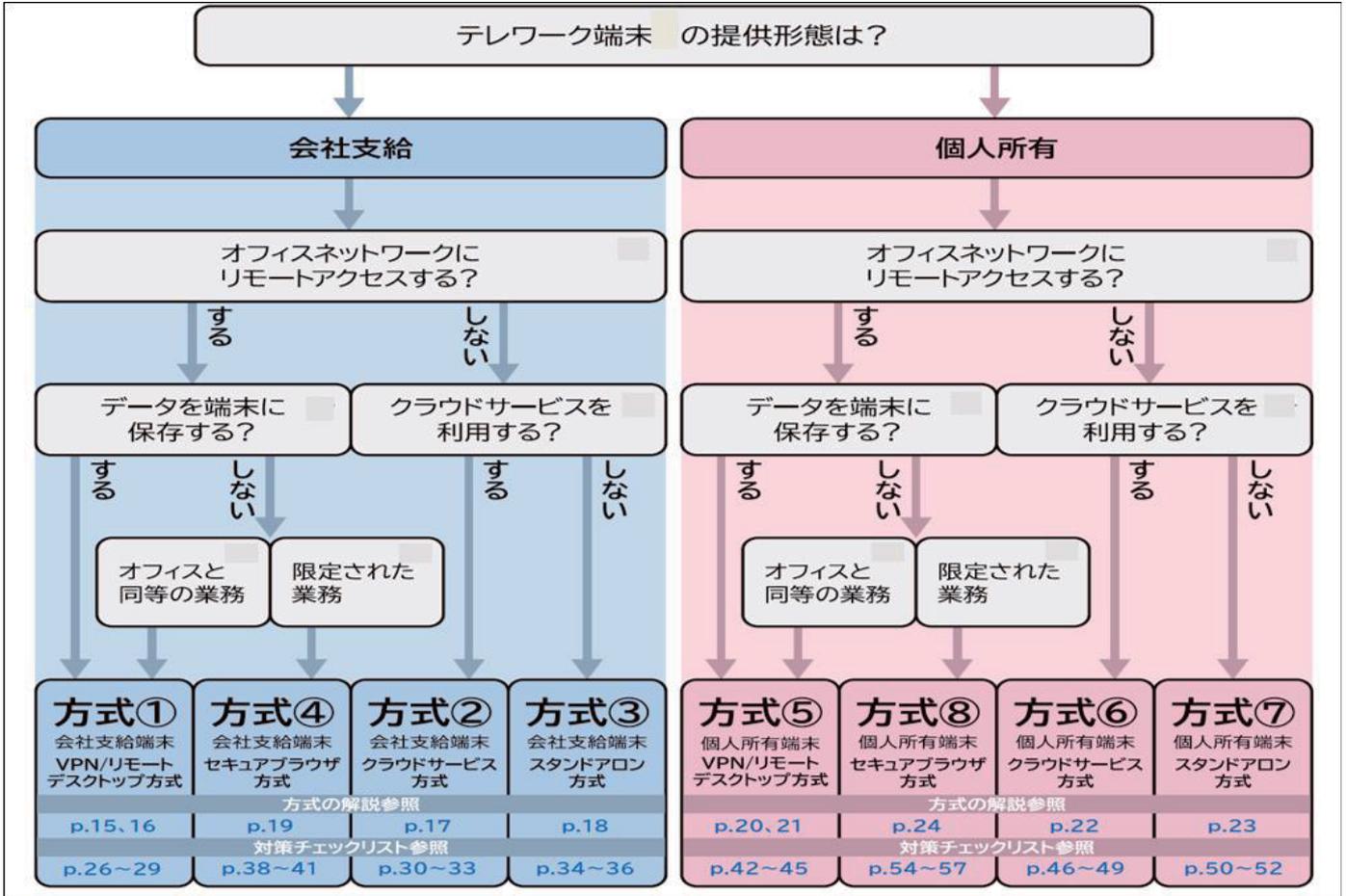
要確認

中小企業等担当者向けテレワークセキュリティのチェックリスト(第3版)を公表

総務省では、企業のシステム管理担当者を対象に、テレワークを実施する際に最低限のセキュリティを確実に確保できるようにするための手引き(チェックリスト)を策定しています。令和4年5月末、その最新版(第3版)が公表されました。

.....テレワークセキュリティの手引き(チェックリスト)(第3版)から抜粋.....

まずは、フローチャートでテレワーク方式を確認したうえで、各方式に対応したチェックリストに進めるように構成されています。



★ウクライナ情勢などを踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について、政府から、再三再四、注意喚起が行われている状況ですので、テレワークを実施している場合には、最新のチェックリストを確認しておきたいところです。全文をご覧になりたいときは、気軽にお声掛けください。

施行待ちの改正

短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 深掘り解説①

令和4年10月から、常時100人を超え500人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、週所定労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。この企業規模要件は、どのように判定するのでしょうか?

(次ページへ続く)

豆知識情報

妊産婦等 ②他の軽易な業務への転換(法65-III)

「使用者は、妊娠中の女性(「妊産婦」ではありません。)が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。」とされています。ただし、他の軽易な業務がない場合には、新たに軽易な業務を創設してまで与える業務はないものとされています。

妊娠中の女性労働者は、時間外労働、休日労働又は深夜業に従事しないことの請求に併せて軽易な業務への転換の請求を行っても差支えない。

.....更なる適用拡大の具体的内容①／企業規模要件の判

●101人以上（100人超え）とは、「使用する被保険者の総数が常時100人を超える」ということです。具体的には、次のいずれかの考え方で判定します。



- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超えるか否かによって判定します。

〈補足〉このように、特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される「厚生年金保険」の被保険者の総数になります。

【注意点】・今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。

・「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

●では、「常時100人を超える」とは、どのような状態を指すのでしょうか。具体的には次のとおりです。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が、12か月のうち6か月以上100人を超えることが見込まれる場合を指します。

★このように判定した厚生年金保険の被保険者の総数が常時100人を超え500人以下の適用事業所が、令和4年10月から新たに特定適用事業所となります。どのような手続が必要になるのか？ 次回、そのポイント

決定済み
施行待ちの改正

「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が公表されました。今後適用されることになる源泉所得税関係の改正の主要なものが掲載されています。そのうち、給与計算や年末調整に影響するものを紹介します。

.....「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」から抜粋.....

●扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しないものが除外されることになりました（逆にいえば、次のいずれかに該当することが必要）。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

そのため、非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合には、その源泉徴収事務における確認書類に変更が生じます。

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領するとき	—	年末調整を行う時

（注）扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

→この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

●年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする者は、住宅取得資金に係る借入金の残高証明書を「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」へ添付することが不要とされることになりました。

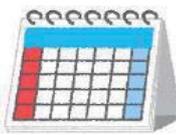
→この改正は、令和6年1月1日以後に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」について適用されます。

★これらは、すべての社員に適用される規定ではありませんが、対象となる社員がいれば、企業側の対応に変更が生じる部分もあります。給与計算や年末調整を担当される方は、確認しておきたいところです。他の改正事項も含め、気軽にお尋ねください。



7/11

- 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 納期特例の適用を受けている源泉所得税(1~6月分)の納付期限
- 健康保険・厚生年金保険の被保険者報酬月額算定基礎届の提出期限
- 労働保険の年度更新手続きの締切日



8/1

- 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付期限
- 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 8月・11月・2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 労働者死傷病(休業4日未満)報告(4~6月分)の提出期限

◆あとなぎ◆ CS番組を見ていて3W、5W、7W3本セットの試打シーンが有り、見事に飛んでいて、いいかなと思って自分でも試打に行き購入を決めました。どうも通常のウッドより長さが短くソウルが滑りやすく打ちやすいとの事！⇒何とかこれで少しでもスコアアップを目指します。